

付 議 第 2 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規
則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の室戸市の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

へき地学校等

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	安芸市	略	略
	略		
略			

1 級地	2 所在市 町村	3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	室戸市	中川内小学校 中川内中学校	昭和34年4月1日 〃
	安芸市	略	略
略			

2 室学第 4 7 1 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

高知県教育委員会 様

室戸市教育委員会



公立小学校廃止届

下記のとおり公立小学校を廃止しますので、学校教育法施行令第 2 5 条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

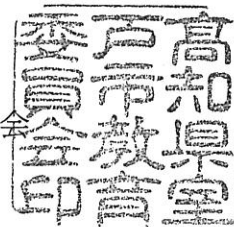
記

1. 廃止する学校名 室戸市立中川内小学校
2. 廃止年月日 令和 3 年 3 月 3 1 日
3. 廃止の理由 児童数の減少のため、今後の教育内容の充実、教育効果の向上を図ることが困難であると判断し、室戸市立羽根小学校へ統合する
4. 児童の処置方法 スクールバスの運行によって、室戸市立羽根小学校へ通学する
5. 添付書類 議決証明 (写)

2室学第472号
令和3年3月29日

高知県教育委員会 様

室戸市教育委員会



公立中学校廃止届

下記のとおり公立中学校を廃止しますので、学校教育法施行令第25条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

記

1. 廃止する学校名 室戸市立中川内中学校
2. 廃止年月日 令和3年3月31日
3. 廃止の理由 生徒数の減少のため、今後の教育内容の充実、教育効果の向上を図ることが困難であると判断し、室戸市立羽根中学校へ統合する
4. 児童の処置方法 スクールバスの運行によって、室戸市立羽根中学校へ通学する
5. 添付書類 議決証明（写）

議案第4号

室戸市立学校設置及び管理条例の一部改正について

室戸市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月19日提出

室戸市長 植田 壯一郎

室戸市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

○ 室戸市立学校設置及び管理条例（昭和40年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の部室戸市立中川内小学校の項及び中学校の部室戸市立中川内中学校の項を削る。

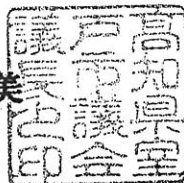
附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年7月2日

原案可決

室戸市議会議長 堺 喜久美



本書は原本の写に相違ありません

令和3年3月29日

室戸市議会議長 亀井賢夫



○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。